

○競争入札参加資格関連の告示

さいたま市告示第1221号

令和8年度に実施する市庁舎等における自動販売機等設置場所の貸付事業について、応募に必要な資格を定めたので、次のとおり公示する。

令和8年7月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 用語の定義

この告示において業者登録とは貸付契約を希望する事業者をさいたま市自動販売機設置業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載することをいう。

2 登録業務

飲料、アイス類の自動販売機又は自動証明写真機の設置、管理及び販売の業務

3 業者登録の資格

業者登録の資格を有する者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 市内の個人事業者又は県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人事業者であること。ただし、アイス類の自動販売機若しくは自動証明写真機の設置等を行う事業者又は公募による自動販売機の設置場所が市外の場合は、この限りではない。
- (2) 自動販売機の設置、管理等の業務を自ら行い、かつ、同種の契約等を過去2年の間に2回以上全て誠実に履行した個人又は法人であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者及び第2項の規定によりさいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

イ 県税又は市税に滞納がある者。ただし、市外の個人事業者又は県外の法人事業者が申請を行う場合は、当該事業者所在地の都道府県税又は市町村税に滞納がある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条若しくは第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等又はその構成員

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又は構成員

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属している者

カ さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）又はさいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置を受けている者又はさいたま市から不利益処分を受けている者

4 業者登録の方法

業者登録を希望する事業者は、申請書にさいたま市自動販売機設置業者登録名簿制度実施要領（以下「実施要領」という。）に定める必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 受付期間

令和8年8月10日（月）から令和8年9月1日（火）まで（持参の場合は、さいたま市の休日定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(2) 受付場所

(3) 提出方法

持参又は郵送

5 実施要領の交付

(1) 交付場所

ア さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p132036.html>

イ 4(2)に同じ

(2) 交付期間

令和8年7月24日（金）から令和8年9月1日（火）まで（5(1)イにおいては、休日を除く午前9時から午後5時まで）

6 登録審査

市長は、登録の申請があったときはこれを審査し、適格と認めたときは、登録名簿に記載し、一般に公開する。

7 審査結果の通知

審査の結果については、郵送により通知する。

8 登録の有効期間

登録名簿に登載された日から2年間

9 その他

詳細は、実施要領による。